○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口二四七七・二五八九の一・二六二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町打井川字上谷一六四五の一七から一六四五の一九まで、一六四五の二二、字三升蒔一六四六の五、一六四六の九、一六四六の一〇、一六四六の一五、字日ノ谷一六四八の一〇、字柳ノ奈路一六九八の一、字宮ノ奈路一七〇〇の三、一七〇三の七、字大平一七〇六の八、一七〇六の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字西友枝三三一三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町七久保三〇一七の五三五から三〇一七の五三八まで、三〇一七の五四九から三〇一七の五六二まで、三〇一七の五八〇から三〇一七の五八八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七久保三〇一七の五三五から三〇一七の五三八まで・三〇一七の五四九から三〇一七の五六二まで・三〇一七の五八〇から三〇一七の五八八まで（以上二十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字小川五六二の口、南木曽町読書三八五三の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野七六二三の四、七六二三の二六四から七六二三の二七三まで、七六二三の三一二から七六二三の三三三まで、七六二三の三九〇、木曽郡大桑村大字野尻一六〇の一、一六〇の二四、一六〇の六六、一六一の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字野尻一六〇の一・一六一の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字大河原二六九〇、五〇六六の一、五〇六六の三、南佐久郡南相木村字山神一六〇一の三、字西沢出口三三〇三の一、三三〇四の二、三三二二の一、三三二三、字上の山三八五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）